

登録変更（改造）申立書

令和 年 月 日

和歌山市長 様

納税義務者（所有者）

住 所

氏 名

電話番号

原動機付自転車の改造に伴う届出は、地方税法の軽自動車税（種別割）の課税のために必要であり、改造後の原動機付自転車が道路運送車両法上の保安基準を満たすことを示すものではないことは承知しており、改造後の一般公道の運行において生じた一切の責任は、所有者である私が負うことを誓約します。

また、軽自動車税申告をするにあたり、和歌山市から交付される番号標識については、自動車の車両番号標とは異なり、道路の運行を許可するためのものではなく、課税のための課税標識であることを承諾します。

車 名	
車台番号	

【改造内容】

●排気量変更

	変更前	変更後
排気量	c c	c c

●ミニカー改造

	変更前	変更後
輪距（トレッド）	m m	m m

※虚偽の申告又は報告をした場合、地方税法第 463 条の 20 によって、三十万以下の罰金に処されることがあります。